

英吉利國條約並稅則  
全

720  
6981  
3



720  
6981  
3

英吉利國條約及稅則

美古所國海の事野川

帝國大日本大君と大親利太泥亞およりい意向榮



去の女と永く親睦此意と堅く一且其各居

民貿易の交通と容易みせん事を欲して此平和

懇親およりい貿易の條約およそん事を成し

日本大君を水野筑後も永升去著以升と佐徳も

瑞織初正岩瀬肥後も津田半之節およそん事を成し

親利太泥亞およりい意向榮去此女と八月日本も

1-  
被たるエルギンエンキンカルギン小命ト双方委任の  
書と照意一七下文此條と合議決定を

第一條

日本大君と額利太泥亜おの意而榮去の女王其  
親族其世々と其互の所願臣民の間ふ永久の平和  
恩親あり

第二條

日本大君もロンドン小在尚ある政事おのる役人と  
任ト其も額利太泥亜れ各港の中小在尚ある諸元  
締の役人おのり貿易を委置する役人と任し一其  
政事おのる役人おのり願立ある取締れ役人おのる故  
障なく額利太泥亜の國內を旅行する

額利太泥亜おのり意而榮去の女王おのり所屬する在  
尚あるためチプロマチーキアゲント其も此條約定

額利太泥 亞貿易の爲小開きたる日本の各港に於  
小在場あるコンシユル或ハコンシユライルアゲントを命じ  
其ゴロマチーキアゲントおよびコンシユルゼ子ラールを故障  
なく日本國內を旅するべし

第三條

神奈川長崎箱館港および町々安政六年六月

二月 西洋紀元千八百五十九年七月一日 小額利太泥 亞居民に於小開

處—其外次小の町の場を初限の爲り額利太

泥 亞居民の爲小開く處—

其庫年七月より九月十二月の後より 千八百五十五年一月一日

新開若不知合の事あらは代りの港を日本の

西海岸ある年七月より九月十六ヶ月の後より 千八百五十五年一月一日

開く處—

希小裁せし各港および町小おわく額利太泥 亞居民

民居留と付きまへ一彼等一箇の地を賃と以て借りそ  
地ふらるる建物賃買ふ事物多く且住宅倉庫を建  
る事と許すといふも是を建るとは托しと要害の  
場取と當むらうら此地控ふ随ハ一むる為そ建物  
と番務修補する時日本役人見分する事ある然し  
るへ一

額利を泥 亞居民其の建物けため借る一事の場合  
およひ港々の規定ハ各取の日本役人と額利を泥  
亞コンシエルと定むべし若同き一けた時ハ其事件を  
日本政府と額利を泥 亞デプロマチーキアгентふル一  
を並せしむへし其居留場の周圍より門牆と及び  
出入自主めまへし  
日本開港の場取ふおのり額利を泥 亞居民控分の  
規定たのこし

神奈川

大井川筋を渡りし地は各方八九十里

箱館

各方八九十里

兵庫

系船を造りし事十里の地は額利太泥里人主入内る  
若小舟を方角と除き各方八十里且兵庫小舟船の  
系船は徳島川より海津との川筋を渡りし地

船く里敷は各港にあり又ハ津田船あり

陸路の程度あり

長崎

其所の周圍小舟あり津田船を渡りし地

新沼ハ海軍の上境を定む

江戸

千七百より九甲ヶ月の後より  
千八百六十二年  
一月一日

大坂

同前九甲ヶ月の後より  
千八百六十二年  
一月一日

右二ヶ所は兵庫と為りたるのみ違ふ

右一ヶ所は所小舟あり額利太泥里民家屋

と價錢似く倍多し相違ある一箇の場所

おろし歩初より程を過り日本役人と

額利太泥里チプロマチーキアゲントと定む

第十四條

日本に在る權利を泥亞居民の間に犯す事ハ權利  
を泥亞國人の裁断あるべし

第十五條

權利を泥亞居民に對し惡事とある事日本人有  
日本國人ありし日本法を以て之を裁す日本  
人或外國の居民に對し惡事とある事權利を泥

亞居民にコンシユル或は他の友人を以て權利を  
泥亞の法を以て之を裁すハ双方におか  
偏頗ありし日本法を以て之を裁す

第十六條

權利を泥亞人日本人に犯す事ハコン  
シユル權利ある事有とある事ハコンシユル  
小吏を以て之を裁す日本人有權利を泥

亞人小就てコンシユルへ以て為る事あると云ふ又コンシユル  
實に云ふに亞人—君コンシユル是と云ふ—がた附ハ  
日本司人へ中五倍の吟味—當然の判断と云ふ人—

第七條

額利太泥亞人日本商人は連債何れと候ふと爲り  
又ち好曲何れ附らコンシユル云々を裁断—と裁重し  
候り—む—日本商人の額利太泥亞人小連債あ

此も日本司人云々云々を云々云々同換たるべ—  
日本奉り所額利太泥亞コンシユルハ双方の商人の連債  
と候ふ事あり—

第八條

在留の額利太泥亞人日本の賤民を雇ひ徳用事—  
乞ふ事あり—

第九條

在苗の額利太泥垂人自らを國の宗有を念り許不  
と居苗の場不<sub>レ</sub>當む<sub>レ</sub>支障を<sub>レ</sub>

第十條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種の目量を以て  
通用せしむ<sub>レ</sub>

双方此國人互に拍賣を拂ふ<sub>レ</sub>日本と外國との貨  
幣を用ふる事<sub>レ</sub>妨る<sub>レ</sub>

日本外國此貨幣ハ慣はれしを<sub>レ</sub>開港の後凡<sub>レ</sub>日本  
の開港の役不<sub>レ</sub>より日本此貨幣を以て<sub>レ</sub>額利太泥垂  
人<sub>レ</sub>額利太泥垂<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>條<sub>レ</sub>の<sub>レ</sub>分割ハ<sub>レ</sub>差<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>不  
及<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>

日本諸貨幣ハ<sub>レ</sub>海<sub>レ</sub>陸<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>除<sub>レ</sub>く<sub>レ</sub>輸出せ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>并<sub>レ</sub>外國の<sub>レ</sub>金銀  
ハ貨幣<sub>レ</sub>と<sub>レ</sub>偽<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>偽<sub>レ</sub>ら<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>も<sub>レ</sub>輸出せ<sub>レ</sub>る<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>

第十一條

八

額利太泥亞海軍の爲用意の不及神奈川長崎箱館  
の内は陸揚し庫内は納め額利太泥亞商人守護する  
との運上の沙汰ふ及るは若し其を賣拂ふ時を買  
得る人より額定の運上を日本政府に納む人

第十二條

額利太泥亞船日本海岸より被取又は漂着し或は  
危難を遁走する事を知らば其所の司人は是を救ふ  
爲に救助を加へて最善にコンシユヘ送り渡すべし

第十三條

額利太泥亞高船日本の開する港より来る時其額定  
の租税及び通債拂済する港を由る時水先案内を  
雇ふ事勝手なるべし

第十四條

額利太泥亞人開する各港より諸品物を輸入し賣拂

又ハ買入と輸出とある事自由あり  
制禁外の品物税定の運上納税とよき他の運上  
と掛ふ事あり

軍用の諸物日本及所の外へ賣へるは外國人  
の取引ハ若様あり

双方の國人品物と賣買する事無く  
方等不物とハ日本及人あり

額利太泥垂人より得る品物賣買し或は不物  
事偶々妨る

第十又條

日本に運上する品物の價成好ありと  
る財の運上及び相違の價を付する物と買入る  
事を後へ一為至若きは或る財の運上より  
付けある價より運上と細む一水先ある財

其價を以て賣る買と爲す

第十六條

輸入の貨物定例に運上拂済の上日本入より國  
中の搬送するとも別運上を取らざる事あり

第十七條

額利太泥亞高和開きたる港に水物と輸入し税定  
の運上細済の規書有るを其の水物と他の開きたる

ある港に携致し陸揚するとも重税を取らざらん

第十八條

開きたる港に日本商人密商奸曲を防く事相當

に規則を立るべし

第十九條

過料の上その類を於て日本及南支那に屬するべし

第二十條

此條約の添付する商法の別冊と本書同種双方の片  
民互に遵守せしむべし  
日本貴官又主事任乃役人と日本よ來る領利を  
泥亞國のチプロマチーキアгентと此條約の規則を  
別冊の條と全納せしむる爲の規條等條判を逐  
々  
一

第二十一條

此條約を日本英吉利及和榮語より書し各語は  
同義同意の如く和蘭翻譯より見しむべし  
和蘭領利太泥亞のチプロマチーキアгент及コンシユライ  
ルアгентより日本國人より公事せし書面を向  
後英語より書せしむべし此條約調判の月日より  
五ヶ年の間を日本或は和榮の證書と添付し

第二十二條

あ國あり條約乃實地と繪し改革せん事を求むる時と其一年前と通達し之を再繪を爲すべし其事ハ今より九十四年の後ふべし

第二十二條

日本政府より向後外國の政府及臣民は將吏と  
き殊典ある時と親利太泥亞政府國民ハも同様  
の免許あるべし

第二十四條

此本書と日本よりハ大君の御名と奥印或署し  
親利太泥亞よりハ女王自ら名を記し之を個し  
一年乃内江戸に於て取替すべし右取替りも其  
安政五年七月十八日江戸に於て前より載る  
兩國の取人署名を記し御印するもの也

水野筑後守亮押

永井玄蕃頭日

井上伝濃日

碓織初正日

岩瀬肥後日

津田半三日

寛政十一年十一月

税則

日本開きたる港よりよかめく船利右泥垂高民  
貿易の章程

第一則

日本開港の場より船利太泥垂高船入津次等二十

四時中 船利太泥垂の四十八時  
但日曜日と除く 小船又其船主たる者

より日本及び右へ船利右泥垂コンシユルの諸取の書付を

差出さるる

此清取書と船利古泥西國の控無徳なる船員録  
其外の書類と船利古泥西コンシユルへ取付けある  
徳の書なる

英より其者ともなる船の差金書と出立

右より入洋の船に各々船の仕出場の港の各  
噸數船員或は取立する者乃各々差金書船員  
名 船組有之員  
徳入る 一船の差組人數と徳なるもの

しと書面の西相違なき旨と船員或は取立する  
もの奥書しと控授しと商人の名前と徳  
入る海軍のものなり

同時ふ其船積荷の書書と取立又船員へ  
右より取立られ記号英小番付且主入目付數  
と送状と徳し書小写し取立又先の人々の名  
取立せ海軍のものなり

船中用意の品物此目録も告書へ加ふ也

但船中用意の品も書函の趣相違なり有船員又

と記さるるもの奥書一其名前を記すべし

此告書此交面相違の産月廿二日

額利大泥垂の二十四日  
但日曜日を除く

の中ふり附き改るたおわくちと料の測計ふ及び

若し船後後ふり書改る宛又を告書ふ書入を

新ふおわくちと又ドルラルのと料と日本収布へ

納むべし

積荷惣目録告書中ふ裁はる品を陸揚せしむ

おわくち其品二重の運上と日本収布へ納むべし

船員或は改まるるもの入港の人数納方書書の

船後後り附ると料と一月毎る毎ふ六十ドル

と料と日本収布へ納むべし

第二則

日本政府より其港内入津の船軍艦を除く。小運上の方  
改此收人糸組ます。倭商船あり。

糸組の者より右收人に對し不致きく丁寧  
な扱法。船中へ咸丈相當の用便をなす。

夜中八日本收布より待しなく。多荷部より  
は荷揚希程。出入口荷物は船戸口より口と毛  
中八日本收人控と郵或ち不封し。支くの取備張

なり。並置し第一待しなく。是を聞き又は鑑印  
封と破り。取扱を引出等のもちを記せる人より  
六十ドルラルの送料を日本收布へ送る。

日本收所へ商船の差金書と出せし。く荷部  
の。或ち其書を謀る。あつた次のう條不定り  
ある。取扱へ日本收布へ取上。

荷物の中積荷目録。裁はる。あつた。取扱し。並收

納を減せんと仕組あるものも多品を日本収入へ  
取上るべし

日本此開くはる港に密賣買をなすは勿論を  
仕組有る醜利を泥塵船を其品を日本収入へ取  
上の上犯せ給ふとふ千ドルラルの巨料を納むべし  
修復の多あり津此船を運上なく積荷を陸揚し  
日本収入へ取上るべしといへども露浦作事業者人

等の積入用の相當の償を中へし  
若き荷物の内紙賣拂ふ時を若き物丈の鑑定のお  
日本収入へ運上を納むべし  
積荷を回港内の地船へ移す時を日本収入見分  
の上事情明白に相分り免状と受る上は定の  
運上か

阿片の輸入の禁制ある故若日本高賣よ來り

額利を泥重船海行の量目二斤以上船中お布持  
ま海内其船量ハ日本目人取上魚一且海行張密  
高し或るを事を得る軍ハ海行一斤あとお十又  
ドルラルの之料を日本役布へお立へ一

第二則

品物張送る荷主又ち引受人のよりの入津の荷  
物と陸揚せんとま引受者ちを積荷の差出書張

日本役布お出へ一

此書面お荷主又ハ引受人此名並積送りする  
船の名荷物乃此号書付を積荷の斤数石高  
毎品の代料と徳め其惣メ高と其書付の末お  
徳むへ一

初く世差出書付を持主又ち引受人徳する備あき  
價と申する書面はく日本役布の額定おあれぬる

隠し為物なきは控へて之を名簿紙記す也  
右の通積名目録及出等の書類日本及不  
右書付引合せ積荷用意品等五調済とす  
日本及不の積りたる也

日本及不の通積及出等の書類日本及不  
或の無改むべし

若運上及不引上げ改む事ある時は輸入人の失

費お掛まつ成丈品物の損せざる様よめし改海

のよる素のよく取始末とすし取調方格外時

目と費はらぬべし

為す或る輸入人等指交し改海及所より引渡

はらぬし希輸入の途中 日本及不とす 破壊損

傷の品々心附とらる商人より運上及所不

中立ち取扱入職業の廣潔あるもの友人に

會社組いしらせき荷物あらし換一と歩割ふ化  
一其他号番数より不従書不認せしむる日本及  
人立合めく連組人等名を記せしむる右の條に  
持来の差出書へ添書するの月と引落ししむる條  
約第十又々條の如換の色運上及所ふく取扱ふ事  
故障ありしむる

諸運上納済の後運上及所より港揚不若候免許

状と後すしし水物渡方を運上及所より船中不  
くも其者此預ふ候ししむる

輪船より換りある荷物を船に輸送する前度運  
上及所へ船名荷物の記号番付入る付数量目  
性合及代料と記せる差出書付と出し書面の無  
聊候なき申候輸出人等宛授ししむる其名番と  
認せしむる

運上収取へ差出—以希船中へ積込—る為物其小  
運上収取へ差出—海の上禁制の品或竊—る積  
乃由へ入有—る取の上日本収取へ取—る—船中  
尚用の品又—る宗組旅客の尚用衣類等—運上  
収取へ差出—る—

第四則

出港手数を船入船と—る日本十二時  
船利太泥重 前  
二十四時

運上収取へ中—る—此船限中—る右手数遅—る  
—る取取扱入—る勿論—る—右手数差止—る事  
—る日本収取—る—船目又—る願—る—者其小其船  
為此—る—人等—る—所—る—船利太泥重—る—  
中達—る—

船利太泥重軍艦—る—入港出港運上—る—船の—る—教小及  
—る—運上—る—人等—る—無等—る—積込—る—事—る—

額利太泥垂飛脚の爲に蒸氣船を入港出港の爲  
敷と一月より一日日本の上陸する旅客及びその  
外を告書差出し書面の手数をその人とともに何ヶ  
度にも入港の度毎に出港入港の手数を徴せし  
薪水食料等用意せしめ入港の懸渡船或は輕船の  
其積荷の告書を出さざるものとせし若し其積荷の  
賣拂いんと異なる時は第一則の定式輸入書の

手数といふは

税則及條約書中船舶と唱ふるものハニキツテ。  
バルクブリツキ。スクー子ルスルーア蒸氣船等を總て  
いふなり

第六則

日本運上及び所の規則と違ひある場合は  
目録と出し其の條約書と名前を記せ其の事ハ其記

またあつた二百二十ヌドルラルの送料と日本収布へ  
細むる

第六別

噸税と日本開港の場布よおのく額利太泥垂高  
船より取立はといへともた乃規定のを其地へ此運  
上収布よ細むる

吾船の入港手敷ふ付十ヌドルラ

吾船の出港手敷ふ付七ドルラ

支この免状ふ付五ドルラ

場布よ健固状ふ付五ドルラ

其外の名書ふ付五ドルラ

第七別

惣く日本開港の場布へ渡揚する物品よふたの運  
上買取ふ付其地の運上収布よ祖税と細むる

第一類

貨幣より造りある金銀及び造らるる金銀膏

用の衣服家敷及び高臺のためふせはるる書籍

何れも日本居留のころあまねく者の所有の品

ふ限るる一

右の品より運上なり

第二類

凡て船の造立綱具修復或ハ船装のため用

ゆるふる鯨漁具此類

陸濱食物の諸類

パン及びパンの粉

生るる鳥獣類

石炭

家造りたりの材木米穀燕糸の巻械木綿

及羊毛の織物の  
トタン 沼 湯 生 絹

右此等々々々分の運上と納むる

第二類

初々蒸溜或は醸し種々此製法より造りたる  
一切の酒類  
右等々々々分の運上と納むる

第三類

凡て茶葉は茶葉の類は凡て茶葉の類は凡て茶葉の類は  
運上と納むる  
金銀貨幣棹細の外初々日本又産し種々と  
悉く輸出する物も凡て此運上と納むる  
米麦又麦と日本逗留此類利右泥塵人等と船  
亦組するもの及船中旅客食料のた免り用

意を興ふるも積荷として輸出する事を許  
さす

額利太泥亜船めく開きある港も持りしりし  
外國の穀物も陸揚げせしむる時を放逐し  
再び輸出する

日本産よりその利を日本要用の限分のみを  
時々分け入れめく賣渡すべし

神奈川と開港の後又々年々より日本或ハ額利  
太泥亜政府に望みしりし出港入港の税則を再  
議す

水野筑後も 若押

永升玄蕃頭 目

井上伝濃も 目

堀 織部正 目

岩瀬肥後吉日

津田半三郎日

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

